

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和7年11月10日から 令和7年11月24日まで

(但し、野田市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く)

令和7年11月10日

野田市長 鈴木有

整理番号	路線番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	93073	関南93073号線	木間ヶ瀬字松野木3536番3地先	
			木間ヶ瀬字松野木3536番1地先	